

令和2年5月22日
保健福祉政策部
高齢福祉部
障害福祉部
子ども・若者部
世田谷保健所

東京都による緊急事態措置を踏まえた社会福祉施設等の対応について

1 主旨

これまで、区内の社会福祉施設等は国による緊急事態宣言や都による緊急事態措置などを踏まえ、原則として感染防止を講じたうえで事業を継続しつつ、感染防止の観点からやむをえない場合は事業の全部または一部を休止、もしくは事業縮小する対応をしてきた。

今般の国や都の動向等を踏まえ、今後の社会福祉施設等については、以下の基本的な考え方により対応するものとする。

2 今後の運営の考え方

国の緊急事態宣言の期間中はこれまでの取り扱いを継続し、緊急事態宣言の解除後については、下記の考え方にに基づき、各事業の状況を踏まえ、別紙に記載の通り、休止・縮小事業の再開等を行っていく。

(1) 休止・縮小事業の再開等に向けて

- ① 休止・縮小事業の再開等にあたっては、国が公表した「新しい生活様式」に沿った内容としていくとともに、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡）、そのほか業種ごとの感染予防策の再徹底を図る。
- ② 事業の休止や自粛要請の長期化によるフレイル予防や孤独感の解消などへの影響も踏まえて、事業再開等の対象選定や実施方法を決定するとともに、事業再開等が困難な場合の代替策を急ぎ講じる。
- ③ 職員、利用者等の感染予防策の徹底や3つの「密」を避けた環境整備を行った上で、利用者個々の状況等に配慮していく。
- ④ 事業再開等の情報は事前にお知らせすることを原則とし、ホームページへの掲載などとともに、高齢介護アプリや子育て応援アプリなどを活用する。また、事業者利用者への丁寧な説明を要請するなどして、区民、利用者への周知を図る。

(2) 長期化の想定を踏まえた対応

- ① 再度の外出自粛要請や施設使用の停止等の要請が強化される場合に備え、継続的な感染予防策の実施や衛生資材の備蓄などの対応を図る。

②今後、コロナウイルス感染症の第2波等の流行時にも対応できるよう、従来の手法に捉われない事業の実施方策を検討する。

(3) 事業者等への支援

①衛生資材（マスク、手指消毒薬）の確保し、支援していく。

②医師による感染症予防アドバイザーを設置し、事業者からの感染予防や感染時の対応に関する相談に、現地での助言を含め対応していく。

3 各事業の対応の考え方

詳細は別紙の通りとし、施設・事業種別ごとの考え方は以下の通りとする。

(1) 高齢福祉及び障害福祉施設・事業について

高齢福祉施設等は、緊急事態措置において感染拡大防止策を徹底し事業を継続することを基本としており、緊急事態措置が解除された後においても、当面同様の対応を継続していく。事業所に対して感染対策の再徹底を要請し、利用人数を増やしていく。区民には事業者の感染防止対策に協力しながらサービスを利用いただくよう呼び掛ける。

(2) 子ども・若者施設・事業について

休止や利用制限を解除する施設・事業については、5月中に緊急事態宣言が解除された場合は6月1日から、6月以降に解除された場合は緊急事態宣言の解除と同時に再開することとする。

再開にあたっては、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年3月19日付厚生労働省事務連絡）等で示された感染予防対策に加え、利用人数の制限等を講じるなど、3密（密閉・密集・密接）の場所をつくらぬよう配慮して実施する。

(3) 検診及び健診事業等について

再開等の時期については、緊急事態宣言解除後、関係機関と調整しながら感染拡大防止策が講じられた段階で速やかに再開する。なお、がん検診については、概ね解除2週間後の再開を目途に準備を進める。また、乳幼児を対象とした健診については、保護者への案内通知の発送、健診会場の感染防止の整準備が必要なため、7月1日以降の開催とする。

感染防止策については、実施会場の「三つの密」を避けることや参加者の感染予防の徹底等を、関係所管と連携し対応する。

4 期 間

国・都の動向や区内の状況などを踏まえ、当面の間とする。

5 そ の 他

保育事業及び新BOP（学童クラブ・BOP）に関しては別途決定する。

事業名・施設名など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区の対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
<p>あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)</p>	<p>【事業継続・一部休止】 介護保険申請受付、相談業務を実施。 訪問業務、講座等を行わない。ただし、緊急対応(安否確認等)が必要な場合は、保健福祉課と協力して対応する。</p>	<p>休止していた訪問業務や講座等について、徹底した感染防止策を講ずることができるものは再開する。なお、これに対応した安全な対策ができないものについては、引き続き休止する。講座の募集については、区のお知らせ、ホームページに掲載する。</p>	<p>高齢福祉部 介護予防・地域支援課長 佐久間 電話 5432-2834</p>
<p>認知症在宅生活サポートセンター</p>	<p>【事業継続・一部休止】 相談業務を実施。訪問業務、講座等を行わない。</p>		
<p>(区立) 短期入所生活介護</p>			<p>高齢福祉部 高齢福祉課長 三羽 電話 5432-2396</p>
<p>(民立) 短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 短期利用特定施設入居者生活介護, 短期利用認知症対応型共同生活介護, 短期利用小規模多機能型居宅介護, 短期利用看護小規模多機能型居宅介護含む ※介護予防を含む</p>	<p>【運営継続・協力要請】 各事業者に感染拡大防止と高齢者の生活維持を工夫して対応するよう依頼し、引き続き運営する。 また、区民及び居宅介護支援事業所等にサービスの必要性を再度確認し、必要に応じてサービスの見直し、感染拡大防止への協力要請を引き続き行う。</p>	<p>・各事業所及び居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所にFAX及び区ホームページにより以下の感染防止対策等の再徹底を周知する。 ・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす ・定期的に換気を行う ・利用者同士の距離に配慮する ・清掃の徹底、共有物の消毒の実施 ・職員、利用者の手洗い、マスクの着用、手指消毒、検温等の徹底 ・区民には、事業者への周知対応をお知らせするとともに、事業者への協力を呼び掛ける。</p>	<p>高齢福祉部 介護保険課長 瀬川 電話 5432-2297</p>
<p>(民立) 通所介護, 通所リハビリテーション, 地域密着型通所介護, 認知症対応型共同生活介護, 小規模多機能型居宅介護, 看護小規模多機能型居宅介護 ※介護予防等を含む</p>			

事業名・施設名など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区への対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
区立障害者通所施設（生活介護・就労継続支援B型、就労移行支援）	【自粛要請・運営継続】 自宅待機が可能な利用者は施設利用の自粛をお願いするが、保護者の状況や利用者の障害特性によりサービスが必要な場合は、相談の上、引き続き施設利用等を可能とする。	施設利用の自粛をお願いしていたが、利用者個々の状況等に配慮しながら、利用人数を増やしていく。	
区立短期入所施設	【自粛要請・運営継続】 緊急事由の受け入れは引き続き実施する。レスパイト的な利用については自粛をお願いする。	緊急事由以外の受け入れは自粛をお願いしていたが、利用者個々の状況等に配慮しながら、利用人数を増やしていく。	障害福祉部 障害者地域生活課長 相蘇 電話：03-5432-2416
区立障害者通所施設（生活介護・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労移行支援・自立訓練） 区立短期入所施設・日中ショートステイ施設	【区立と同様の対応を要請】 区立の通所施設の対応を周知し、同様の対応をお願いする。	区立の通所施設の対応を周知し、同様の対応をお願いする。	
障害者就労支援センター すきっぷ就労相談室・分室クローバー・分室そしがやしごとねっとゆに（UNI）	【事業継続・一部休止】 電話（メール含む）による相談のみ実施している。	休止していた来所や訪問による相談に関して、当面緊急的なケースについて対面相談を再開し、居場所利用は予約の上で交代制で実施する。	
区立障害児通所施設 （児童発達支援・放課後等デイサービス） 発達障害相談・療育センター 子育てステーション発達相談室	【事業継続・一部休止】 電話による相談のみ実施。通所サービスは休止するが、児童の健康管理や家庭の孤立化防止、支援が必要な状況になった際の適切な介入のため電話による支援を実施。	休止していた通所サービスについて、利用者個々の状況等に配慮しながら、利用人数を増やしていく。	
区立障害児通所施設（児童発達支援・放課後等デイサービス）	【事業縮小を要請】 学校等の休業に対応するため、家庭で過ごすことが困難な児童生徒もいることを考慮したうえ、通所サービスを縮小して実施。	縮小していた通所サービスについて利用者個々の状況等に配慮しながら、利用人数を増やしていく。	障害福祉部 障害保健福祉課長 宮川 電話：03-5432-2241
保健センター専門相談課 基幹相談支援センター 地域障害者相談支援センター「ぼーと」	【事業継続・一部休止】 電話による相談のみ実施。来所や訪問は原則として行わない。	休止していた来所や訪問による相談について、利用者個々の状況等に配慮しながら、利用人数を増やしていく。	

事業名・施設名など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区への対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
おでかけひろば	<p>【引き続き休止】</p> <p>5月31日（日）まで引き続き休止し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は休止期間を延長する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各施設等の状況に応じて、通常実施に向け段階的に再開していく。 再開にあたっては、職員、利用者等（子どもがいやがらなければ）のマスク着用や手洗いなどの感染予防や定員等利用人数の制限など配慮して実施する。 引き続き、自宅で過ごすことが可能な家庭については、できるだけ自宅で過ごすよう要請する。 	<p>子ども・若者部 子ども家庭課長 増井 電話03-5432-2207</p>
ほっとステイ	<p>【引き続き休止】</p> <p>5月31日（日）まで引き続き休止し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は休止期間を延長する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各施設等の状況に応じて、通常実施に向け段階的に再開していく。 再開にあたっては、職員、利用者等（子どもがいやがらなければ）のマスク着用や手洗いなどの感染予防や定員等利用人数の制限など配慮して実施する。 引き続き、家での育児が可能などときには、利用自粛を要請する。 	
産後ケアセンター・ママズルーム	<p>【引き続き利用限定して実施】</p> <p>産後ケアセンターについて、育児不安・育児困難がある場合や、虐待予防のために利用の緊急度が高いケースに利用を限定して事業を継続する。</p> <p>デイケアのみの提供であり、かつ完全母子同室体制が取ることが難しいママズルームは事業中止とする。</p> <p>5月31日（日）まで現状の対応を継続し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は現状の対応を継続する。</p>	<p><産後ケアセンター> 面会制限や一部サービスを休止するなどの感染予防対策を実施のうえ、通常通りの一般利用を再開する。</p> <p><ママズルーム> 1日の利用枠を制限する（3枠→2枠）などのうえで、通常通りの一般利用を再開する。</p> <p><備考（共通事項）> ・事業者が利用者に提供する自主サービス（マッサージ、鍼灸等）についても、都の休業要請の措置緩和のステップに準じ、サービスごとに段階的に再開する。</p>	<p>子ども・若者部 児童相談支援課長 長谷川 電話 03-6304-7748</p>

事業名・施設名 など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区の対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
子どものショートステイ・要支援ショートステイ (児童養護施設福音寮)	【引き続き利用限定して実施】 緊急性・必要性を判断して限定的に実施する。 (保健師やケースワーカーが支援に関わり、緊急度が高いと判断する場合、個別のケースごとに利用調整を行う。) 5月31日(日)まで現状の対応を継続し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は現状の対応を継続する。	・利用時の児童の体調確認などを徹底したうえで、通常通りの一般利用を再開する。	子ども・若者部 児童相談支援課長 長谷川
トワイライトステイ (児童養護施設福音寮)	【引き続き休止】 5月31日(日)まで引き続き休止し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は休止期間を延長する。	・利用時の児童の体調確認などを徹底したうえで通常通りの一般利用を再開する。	電話 03-6304-7748
赤ちゃんショートステイ (日赤医療センター附属乳児院)	【引き続き休止】 5月31日(日)まで休止する。	諸条件等を踏まえたうえでの事業者の判断により対応する。	
児童館 (北沢子どもの居場所、奥沢子育て児童ひろばを含む)	【引き続き休館】 5月31日(日)まで引き続き休館し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は休館を延長する。	不特定多数の利用者が来館し、3密になりやすい施設であること、学童クラブの感染症予防対策を行うために、その業務にあたる人員が必要である事などから休館を延長するが、子育て支援館(5館)については、在宅の子育て支援を行うため、感染防止対策を十分に行ったうえで「子育てひろば」を実施する。	子ども・若者部 児童課長 須田 電話：03-5432-2305
プレイパーク及び砧多摩川あそび村	【引き続き休止】 5月31日(日)まで引き続き休止し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は休止期間を延長する。	休止を解除する。子どもが密集しやすい遊びの指導を避けるなど、感染拡大防止に配慮した運営を行う。プレーワーカーによる、利用者への感染拡大防止対応や啓発を実施する。	

事業名・施設名など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区の対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
青少年交流センター (3か所)	<p>【引き続き休止】</p> <p>5月31日(日)まで引き続き休止し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は休止期間を延長する。</p>	<p>不特定多数の利用者が来館し、3密になりやすい施設であることから、当面は休館を延長する。再開に向け、大規模交流イベントや食事を伴うイベントは当面中止するとともに、施設の利用が集中する時間帯については入場人数や滞在時間の制限を設定するなどの検討を進め、段階的再開を目指す。</p>	
メルクマール せたがや	<p>【引き続き事業継続・一部休止】</p> <p>電話による相談対応を基本とし、訪問での対応を休止、面談での対応を必要最小限とする。</p> <p>5月31日(日)まで現状の対応を継続し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は現状の対応を継続する。</p>	<p>感染予防対策を徹底し、対面による相談(来所、訪問)を再開する。</p> <p>居場所事業については、対面相談再開後2週間程度登録者の現況を確認の上再開する。再開にあたっては、グループ登録制のものから開始し、利用者の様子を確認しながらフリー参加の居場所の再開時期を判断する。</p>	<p>子ども・若者部 若者支援担当課長 望月 電話：03-5432- 2584</p>

事業名・施設名 など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区への対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
保健センター 健康増進事業	【引き続き休止】 5月31日（日）まで引き続き休止し、それ以降、緊急事態宣言が継続される場合は休止期間を延長する。	再開時期 既に緊急事態宣言解除を見据えて事前予約を受け付けた6月22日以前に開催予定の各種連続講座などについては、10月以降へ延期する。 周知方法 保健センターのHPや窓口等で周知する。なお、各種連続講座は区のお知らせでも周知する。 徹底した感染拡大防止策（詳細は調整中） 以下の感染予防に取り組む。 ・ 出入り口での消毒の奨励 ・ 出入口や窓の開放などの換気の徹底 ・ プログラム見直し等による定員数の制限 ・ 受付時や利用時における動線の見直し ・ 利用者及び職員のマスク着用の徹底 ・ 講座・測定会場、更衣室などでの参加者同士の一定程度の距離の確保 ・ 発熱や咳、咽頭痛などの症状のある者の参加見合わせ（指導職員含）	世田谷保健所 副所長 鶴飼 電話03-5432-2431

事業名・施設名 など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区への対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
保健センター 胃がん検診	【引き続き休止】 休止中。ただし、今後の緊急 事態宣言等の期間等に応じて 柔軟に対応する。	周知方法 HP及び、がん検診受付センター等で 申込者に案内する。 感染予防策 下記の対策等を講じるための業務実施 要領等を作成したうえで（特に検診車 で実施する胃がん（エックス線）検査 は、車内という状況を踏まえた対応 策を講じる）感染防止対策を実施す る。 ・自宅等での受診前の検温と、発熱時 は受診しないよう案内する。 ・人と人との接触を避ける十分な距離 （最低1m）を確保する。 ・十分な換気を行う。 ・従事者のマスク着用と、受診者のマ スク着用の呼びかけ。	
保健センター 乳がん検診	【引き続き休止】 休止中。ただし、今後の緊急 事態宣言等の期間等に応じて 柔軟に対応する。		世田谷保健所 副所長 鶴飼 電話03-5432-2431
保健センター がん相談 がん情報コー ナー	【事業継続・一部休止】（電 話相談のみ実施） 対面による専門相談並びにが ん罹患者等によるピア相談は 休止し、電話相談のみ実施す る。ただし、今後の緊急事態 宣言等の期間等に応じて柔軟 に対応する。	対面による専門相談については、相談 室等の感染防止対策（①自宅等での事 前の検温と、発熱時は来所しないよう 案内する。②人と人との接触を避ける 十分な距離（最低1m）を確保する。 ③十分な換気を行う。）を講じた上 で、緊急事態宣言解除後に実施する （対面を希望しない場合は、代替措置 として電話相談を行う）。 ピア相談については、ピア相談員の感 染による重症化の可能性が高いため、 当面実施を見合わせ、代替措置とし て、引き続き専門相談員による相談を 実施する。	
保健センター 夜間・休日等 こころの 電話相談 こころの健康 情報 コーナー	【継続実施】 電話相談のため継続して実施 する。	電話相談のため継続して実施する。実 施に当たっては、感染を避けるため、 従事者のマスク着用や間隔を十分確保 するなどの感染予防策を徹底する。	世田谷保健所 健康推進課長 相馬 電話03-5432-2438

事業名・施設名 など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区の対応、 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
3～4か月児健康診査	【引き続き休止】 休止中。ただし、今後の緊急 事態宣言等の期間等に応じて 柔軟に対応する。		世田谷保健所 健康推進課長 相馬 電話03-5432-2438
1歳6か月児歯 科健康診査		周知方法 ・健診対象者に対して個別に通知を郵 送するほか、区のHP等で周知する。	
3歳児健康診査		感染防止策 ・健診の受付1回当たりの受診者数を 減らし、待合や健診室等で十分な間 隔を確保する。 ・従事者はディスポグローブ、マスク 等を着用する。 ・発熱や咳等の有症状者の入場は断る とともに、受診者にマスクの着用を呼 びかける。 ・高頻度接触部位は、定期的に消毒を 行い、感染性廃棄物はその都度密閉し て廃棄する。 ・会場入り口に消毒液を設置するとと もに、受付では、アクリル板等を設置 する。	
すくすく歯科相 談・フッ素塗布			
幼稚園児・保育園 児歯科健康診査	例年6月実施 緊急事態宣言中は開始を見合 わせる	周知方法 ・実施日については、従前どおり各園 と歯科医師会で調整する。 感染防止策 ・会場で密にならないよう、十分な間 隔を確保する。 ・従事者はディスポグローブ、マスク 等を着用する。 ・発熱や咳等の有症状者の受診は断る とともに、受診者にマスクの着用を呼 びかける。 ・高頻度接触部位は、定期的に消毒を 行い、感染性廃棄物はその都度密閉し て廃棄する。	世田谷保健所 健康推進課長 相馬 電話03-5432-243

事業名・施設名 など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区への対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
区民健康診断	<p>【引き続き休止】 休止中。ただし、今後の緊急事態宣言等の期間等に応じて柔軟に対応する。</p>	<p>医師や看護師の確保など再開のための実施体制を、他の健診等をあわせて医療機関等と調整する。 再開はホームページ等で周知し、実施時は以下の対策等を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待合や健診室等で十分な間隔を確保できるよう時間配分を行う。 ・発熱や咳等の有症状者の入場は断るとともに、受診者にマスクの着用を呼びかける。 ・高頻度接触部位は、定期的に消毒を行い、感染性廃棄物はその都度密閉して廃棄する。 ・会場入り口に消毒液を設置するとともに、受付では、アクリル板等を設置する。感染症予防対策を講じる。 	<p>世田谷総合支所 健康づくり課長 松田 電話03-5432-2888</p>
H I V ・ 性 感 染 症 検 査	<p>【引き続き休止】 休止中。ただし、今後の緊急事態宣言等の期間等に応じて柔軟に対応する。</p>	<p>現段階では感染症対応として新型コロナウイルス対応を優先し、併せて当該検査の集団による密を回避するため、6月以降も当面は休止とする。再開については、所管課の業務継続、感染予防策等を調整の上、新型コロナウイルスの流行状況を鑑み段階的に準備を行う。</p>	<p>世田谷保健所 感染症対策課長 安岡 電話03-5432-2439</p>

事業名・施設名 など	現状の対応 【緊急事態宣言中の対応】	今後の区への対応 【緊急事態宣言解除後の対応】	問い合わせ先
胃がん検診	【引き続き休止】 休止中。ただし、今後の緊急 事態宣言等の期間等に応じて 柔軟に対応する。	再開（開始）にあたって 再開（開始）にあたっては、医師会 を通じたアンケートにより、下記の感 染予防策を講じることのできる医療機 関の状況を確認する。 周知方法 HP及び、がん検診受付センター等 で申込者に案内する。 具体的な感染予防策 以下に記載したもの等の感染防止対 策を講じる。 ・自宅等での受診前の検温と、発熱時 は受診しないよう案内する。 ・人と人との接触を避ける十分な距離 （最低1m）を確保する。 ・十分な換気を行う。 ・従事者のマスク着用と、受診者のマ スク着用の呼びかけ。	世田谷保健所 副所長 鵜飼 電話03-5432-2431
肺がん検診			
大腸がん検診			
子宮がん検診			
乳がん検診			
前立腺がん検診			
B型・C型肝炎ウ イルス検診			
胃がんリスク (ABC) 検査			
骨粗しょう症検診	例年6月実施 緊急事態宣言中は開始を見合 わせる		
成人健診			
成人歯科健診・歯 周疾患改善指導	例年6月実施 緊急事態宣言中は開始を見合 わせる	周知方法 ・区のHP等で周知する。 感染防止策 ・受診者の間隔を開け、その間に接触 部位の消毒や換気を行う。 ・従事者はディスポグローブ、マスク 等を着用する。 ・発熱や咳等の有症状者の入場は断る とともに、受診者にマスクの着用を呼 びかける。 ・感染性廃棄物はその都度密閉して廃 棄する。 ・施設入り口に消毒液を設置し、受付 では、アクリル板等を設置する。	世田谷保健所 健康推進課長 相馬 電話03-5432-2438
口腔がん検診			

令和2年6月1日以降の保育の取り扱いについて

1 主旨

国の緊急事態宣言に基づく東京都緊急事態措置を踏まえ、区内保育所等は令和2年5月31日まで休園するとともに、社会生活維持関係者などに応急保育を実施してきている。

令和2年6月1日以降の対応については、5月20日を目途に示すこととしてきており、保育施設や保護者に事前に周知を行うことが望ましいため、緊急事態宣言の内容を想定した、当面の取り扱いを決定する。

2 保育の取り扱いについて

【緊急事態宣言が継続された場合】

緊急事態宣言が6月1日以降も継続された場合は、継続された期間に合わせて、保育所等の休園を延長する。なお、休園期間の長期化に伴う自宅保育による保護者の負担や不安の軽減を図るため、これらについても応急保育の要件に加える。

【緊急事態宣言が解除された場合】

緊急事態宣言が6月1日で解除となった場合は、休園措置を終了する。ただし、感染が再び広がるリスクがあることから、区としては6月末までを目途に、就業先の自粛や休業等により自宅での保育が可能な方及び就業先との調整が付き仕事を休める方に対して、園児の登園を自粛していただくよう要請する。また、在宅勤務者に対しても、登園日数を減らしていただくなど可能な範囲で登園を控えていただくよう要請する。合わせて保護者の勤務先事業者に対しても、あらためて特段の配慮をしていただくよう協力を依頼する。その上で、規模を縮小した保育（以下、縮小保育という）へ移行する。

なお、感染状況の改善が見られた場合には、通常保育の再開に向け、今後の保育の段階的な受け入れや感染予防の視点から三つの密を防ぐ方策について検討する。

3 対象施設

区立保育園、私立保育園、地域型保育事業、私立認定こども園、認証保育所、保育室、保育ママ

4 給食の提供について

通常保育への段階的な移行を見据え、区立保育園については給食の提供を6月1日から再開できるよう準備を進める。私立保育園等についてもなるべく早い時期の給食の再開に向け協力を要請する。

5 今後の保育の考え方について

○保育再開にあたっては、これまで行ってきた「世田谷区新型コロナウイルス感染症拡大防止対応による縮小・応急保育ガイドライン」(抜粋 別紙参照)の感染予防策を継続して行い、感染拡大防止を図る。

○応急保育や縮小保育を行う園において罹患者が発生した場合は、当該保育を停止する。

○縮小保育、通常保育へ移行後であっても、区内で感染状況が著しく拡大する場合には、再度、縮小保育や休園の実施を検討する。

6 登園児童状況

登園自粛強化前 【4月10日(金)】	登園自粛強化後 【4月13日(月)】	休園実施後 【4月22日(水)】	緊急事態宣言延長後 【5月11日(月)】
40%	23%	4%	7%

<区内認可保育園の令和2年4月1日在園児童数に対する登園児童数の割合>

7 周知

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 子育て応援アプリへの掲載
- (3) ツイッターへの掲載
- (4) 各保育所等への通知
- (5) 各保護者への通知(各保育所等を通じて)

8 今後のスケジュール

令和2年5月22日(金) 各保育所等および保護者への通知

各保育所等で行っている新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について
 ～世田谷区新型コロナウイルス感染症防止対応による縮小保育・応急保育ガイドライン（第2版）より抜粋～

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、ガイドラインに基づき、現在、各保育所等で行っている対策を通常保育に移行後も以下の内容を中心に継続していくこととする。

1、保育を利用する子ども及び出勤する職員等についての注意事項

毎日、子ども・職員は体温を登園、出勤前に測定し記録表を作成することが望ましい。発熱・呼吸器症状・その他体調不良(嘔吐、下痢等)が認められる場合には登園・出勤を控えてもらう。子ども・職員の家族についても同様の症状があるときは、同様の取り扱いとする。又、保育中の職員については、マスクの着用を徹底する。

委託業者による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合(工事等)については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には、立ち入りを断ることとする。

2、登降園時の子どもの受け入れと引き渡し

保護者が各施設の設置状況に応じて保育室に直接入らないように複数の受け入れ場所の設置や、できる範囲で荷物をまとめるなどの速やかな登降園を促す工夫をする。

3、感染リスクを最大限に軽減するための保育実施上の注意点

○保育・保育空間の工夫「密閉・密集・密接の回避」を行い、できるだけ1か所に集まることのない保育にする。(人数に応じて空間の保証をする)

- ・各保育室を多数使用して、スペースを広くとって保育を行う
- ・園児が体調不良の時には別室にて個別保育に切り替える
- ・活動について密集しないように意識をして少人数を心掛ける。遊びでは布製の遊具等の共用は控えていく。
- ・遊具の選定・設定を考え、使用後の消毒についても丁寧に行う(水洗いや拭いたあとは日光消毒でよく乾かす)

○感染予防

- ・子ども・職員ともに手洗い・うがいの徹底をしていく。まだ手がうまく洗えない乳児については、職員と一緒に手を洗ったり、銘々のおしぼりで手をふく等、十分に配慮する。又、手洗いの時はペーパータオルの使用が望ましい。当面は個人用手拭きタオルの使用は控える。
- ・飛沫感染をできる限り防ぐために、咳エチケットを実施できるように幼児を中心に咳エチケットの内容を伝え、身に着ける。

○食事

- ・子どもと一緒に給食を食べるリスクの軽減のため職員は別場所で給食や休憩をとる。
- ・食事中の子どもの席については、1テーブルにできるだけ少ない人数にし、対面になるべく他児がいないような配置を考え、飛沫感染を防ぐようにする。又、食事中は静かに食べることに集中できるように配慮をする。
- ・配膳、盛り付けは基本的には職員が行うようにする。

○午睡

- ・状況に応じて通常よりも多く部屋を使ったり、分けたりしながら、布団1枚以上のスペースを空けるように工夫していく。
- ・午睡時に咳が頻繁に出るなどの症状が見られる子どもがいたら、別室に速やかに移すなどの対応をとる。

○掃除・消毒

- ・基本的には通常通りだが、手すりや扉など子どもがよく触る場所を中心に毎日、消毒(次亜塩素酸ナトリウム0.02パーセント・300倍)をする。
- ・一大人も子どもも手洗い・うがいを徹底する。

○換気

- ・1時簡に1回以上換気を行う。2方向以上の換気口(扉、窓等)を開ける

新BOP（学童クラブ、BOP）等の取扱いについて

1 主旨

新BOPは、国の緊急事態宣言に基づく東京都の緊急事態措置を踏まえ令和2年5月31日まで休止とし、学童クラブについては、社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な方の児童は預かることとしている。

また、東京都及び世田谷区の状況は、新型コロナウイルスの感染者数については一定程度改善傾向が続いているが、このまま終息するかは今後の対応次第で大きく変化する可能性がある。

都の緊急事態措置等の状況や都・区の感染状況を踏まえて、6月1日以降の新BOP及び児童館の取扱いを以下の通りとする。

2 6月1日以降の新BOP対応の考え方

【国の緊急事態宣言が継続された場合】

緊急事態宣言が継続された期間、新BOPの休止を延長する。学童クラブについては、社会生活を維持する上で必要なサービスに従事しているなど、仕事を休むことが困難な方の児童は預かることとする。

【国の緊急事態宣言が解除された場合】

新BOPのうち、学童クラブの休止を解除する。但し、当面の間、子どもの感染防止の観点から、自宅で過ごすことが可能な児童の保護者に対して自粛を求め、規模を縮小した運営を実施する。BOPについては、当面の間、休止を継続する。

学童クラブの再開にあたっては、3密を避けるため、学校に協力を求めて居場所を確保するとともに、児童館職員を新BOPに配置するなど、可能な限り児童が分散して活動できるよう取り組む。また、マスク着用、手洗い、検温、換気、消毒など、感染防止の徹底を図る。

3 6月1日以降の児童館対応の考え方（北沢子どもの居場所、奥沢子育て児童ひろばを含む）

児童館については、不特定多数の利用者が来館し、3密になりやすい施設であること、学童クラブの感染症予防対策を行うためには、その業務にあたらせる人員が必要である事などから、当面は休館を延長する。

※ ただし、国の緊急事態措置が解除された場合においても、休館を延長するが、その際、在宅の子育て支援を行うため、休館中の子育て支援館（5館）において、感染防止対策を十分に行いながら「子育てひろば」を実施する。

4 今後の運営に向けた留意点

- (1) 新BOPの再開にあたっては、学校の運営状況に合わせて、学童クラブから運営を再開し、BOPについては、東京都、世田谷区の感染者数の動向等を見据えて、慎重に判断していく。合わせて、学校に施設利用の協力を依頼する。
- (2) 学童クラブ再開後であっても、区内で、感染状況が著しく拡大する場合には、再度、学童クラブの運営の縮小や休止も想定される。
- (3) 児童館については、東京都、世田谷区の感染者数の動向及び学童クラブの運営状況を踏まえて、再開時期を検討する。再開にあたっては、利用者を特定できる講座等の実施や時間帯による対象者の設定、各室の活用方法、事業の工夫等、段階的な実施に向けた検討を進めていく。また、行事についても精査し、中止・縮小するなどして、感染防止に努める。

5 周知

区ホームページ
区ツイッター
学校緊急メール
各新BOPでの掲示

6 学童クラブの利用状況

(1) 登録者数

4月1日付 7,215人
5月1日付 7,313人

(2) 利用者数と利用率の推移（休止前と休止後の状況）

月日	利用数	利用率
4月 1日	3,940人	54.6%
4月 23日	333人	4.6%
5月 11日	414人	5.7%

7 今後のスケジュール

令和2年5月22日（金） 保護者周知

<問い合わせ先>

児 童 課 須田 電話 03-5432-2305
生涯学習・地域学校連携課 田村 電話 03-5432-2730

令和 2 年 5 月 2 6 日

保護者の皆さまへ

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

区立小中学校の段階的な再開について

区立小中学校の再開については、5月22日付で緊急事態宣言等が解除された場合及び緊急事態宣言が延長された場合のそれぞれの対応についてご案内をさせていただいているところです。

5月25日に国による緊急事態宣言等が解除されたことを踏まえ、当初予定どおり、区立小中学校については5月31日(日)まで臨時休業とさせていただき、徹底した感染症対策を講じたうえで、6月1日(月)より下記のとおり段階的に再開させていただきますので改めてご案内させていただきます。

保護者の方には、臨時休業中、様々なご負担をおかけしておりましたが、学校再開後も引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 区立小中学校の段階的な再開について

(1) 分散登校の実施(第1段階から第3段階)

区立小中学校は、5月31日(日)まで臨時休業とさせていただき、6月1日(月)から学校活動の安全性の確保などの状況を把握しつつ、授業などの学校活動を分散登校により段階的に再開いたします。

分散登校中は、クラスの約2分の1が教室を利用する形で利用人数を限定するとともに、登校時間帯を午前・午後に分け、午前の児童・生徒と午後の児童・生徒の時間が重ならないように設定します。なお、分散登校の期間中は給食の提供はありません。

学年ごとの具体的な登校日や時間については、各学校から通知します。

第1段階(6月1日から)	分散登校	小1~6:半日×週1回 中1~3:半日×週2回
第2段階(6月8日から)	分散登校	小1~6:半日×週2回 中1・2:半日×週3回 中3:半日×週4回
第3段階(6月15日から)	分散登校	小1・2:半日×週3回 小3~6:半日×週5回 中1~3:半日×週5回

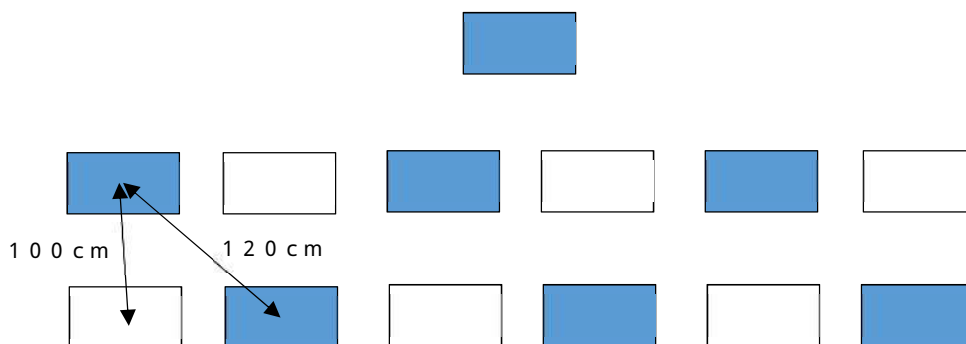
【第1段階の分散登校のイメージ】 クラスをA・Bの2つに分ける

	月	火	水	木	金
午前 登校	小1・A	小1・B	小2・A	小2・B	小4・A 小6・A
午後 登校	小5・A	小5・B	小3・A	小3・B	小4・B 小6・B

学校ごとに設定します。学校ごとの具体的な登校日や時間については、各学校から通知します。

【分散登校時の席の配置イメージ】

机を横に広げて配置し交互に着席することで、前後に1m以上、斜めに1m20cm以上を確保します（席の配置は、学校や教室により異なります。）



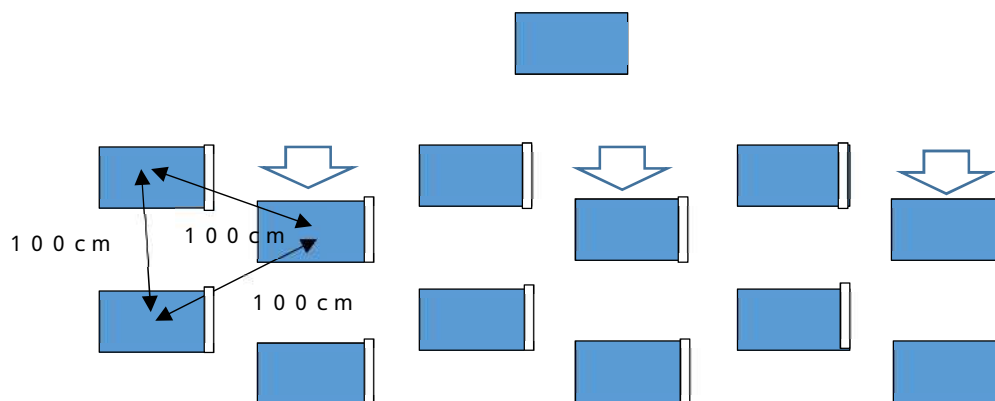
(2) 通常の時間割による授業の実施と給食の提供（第4段階）(6月22日から)

分散登校の期間を経て、第4段階として、通常の時間割による授業を実施し、給食の提供も開始します。第4段階は、6月第4週から開始することを予定しています。

第4段階では、席の配置の工夫や透明パーテーションの設置など追加の措置を講じ、感染リスクの低減に努めます。なお、給食は、配膳の過程での感染防止のため、品数の少ない献立から始めます。

【通常の時間割による授業の実施時の席の配置イメージ】

席を1列置きに斜め後方にずらして配置し、前後に1m、斜めに1mを確保するとともに、透明パーテーションを設置します（席の配置は、学校や教室により異なります。）



透明パーテーション
(イメージ)

(3) 入学式の実施

新入生については、入学式も実施することができず、長期の学校休業となっておりご心配をおかけしておりましたが、感染症対策を徹底したうえで、次の日程により入学式を実施します。

日程

小学校 6月6日(土)

中学校 6月7日(日)(夜間学級は6月5日(金)に実施)

集合時間などについては、各学校からの通知をご覧ください。

実施方法等

式典はクラス別に複数回に分けるなどして、会場内に入る人数を必要最小限とし、また、時間も必要最小限の時間で実施します(学校の規模などにより学校ごとに実施方法は異なります)。保護者の方は2名まで参加可能です(ご家族での記念写真の撮影などのために式典に出席される方以外が校庭など敷地内に入ることは差し支えありません)。

保護者の方へのお願い

発熱等の風邪の症状がある場合は、ご出席いただかないようお願いいたします。

また、マスクの着用にご協力ください。

3 学校活動の再開に際しての感染症対策の徹底

(1) 学校における感染症対策の徹底

学校活動の再開に際しては、文部科学省の示すガイドラインやマニュアル等を参考に様々な感染症対策を講じ、感染リスクの低減に取り組みます。

風邪の症状がある児童・生徒や教職員は登校しないことを徹底します

- ・ お子さんに、発熱など風邪の症状が見られる場合は、学校は休ませ、自宅で休養させてください(教職員についても同様の対応を講じます)
- ・ 毎朝、ご家庭で毎日の検温と「検温」と「風邪症状」の確認をお願いします。また、検温等の結果は「健康観察表」に記載のうえ、登校時に持参させてください。

感染経路を断つ対策を徹底します

- ・ 手洗いを徹底します。
- ・ 咳エチケットを徹底します。校内ではマスクの着用を原則とします。
- ・ 子どもが手を触れる場所(ドアノブ、手すり、スイッチ等)を中心とした校内の消毒を徹底します。

校内での3密の回避に取り組みます。

- ・ 教室などの換気を徹底します。
- ・ 教室内の机の距離を最低1m確保するなど、人との間隔をできるだけ空けるよう取り組みます。また、校内ではマスクの着用を原則とします。

- ・ 近距離での会話や発声、身体の接近・接触を伴う授業（対面でのグループ学習、柔道の組手、音楽室での歌唱指導、調理実習など）は当面の間、行わないこととします。
- ・ 給食時には、机を向かい合わせにせず、教室の前を向いて食事をするようにします。

(2) 児童・生徒や教職員に感染者等を生じた場合の感染拡大防止対策

- ・ 児童・生徒や教職員に感染者を生じた場合は、当該児童・生徒や教職員の登校を停止するとともに、保健所による疫学調査に基づき、臨時休業とする範囲（学校全体、学年、クラス等）を確定させ、必要な範囲を臨時休業とします。
- ・ 児童・生徒や教職員に濃厚接触者を生じた場合は、当該児童・生徒や教職員の登校を停止するとともに、保健所の指導に基づき必要な感染症対策を講じます。

3 学校の臨時休業の長期化等に伴う対応

学校の臨時休業が長期化に伴い、学校での学習時間を確保するために、夏休み期間に授業を行うとともに、9月以降の土曜日授業を拡大します。

(1) 夏期休業期間における授業の実施

夏期休業期間（7月21日～8月31日）のうち、7月21日から7月31日まで（休日2日間を含む）について、授業を実施します。

(2) 土曜授業の追加

9月以降について、月1回の土曜授業を月2回に変更します。

(3) 各種行事等の中止（追加）

学校休業期間が長期化していることや、一部行事については、十分な安全対策を講じることが難しいことから、次の行事等を新たに中止します（修学旅行は調整中）。

修学旅行 (中3)	長時間にわたるバス・電車での移動や大人数で寝食を伴う行事であり、感染リスクを下げる対策を講じることが難しいこと、滞在先で発熱等の症状を生じた場合の安全確保が困難であることなどから修学旅行を中止の方向で調整を進めています。
水泳の授業 (小中学校)	水泳授業の実施前に行う必要がある内科、耳鼻科、眼科などの健康診断が実施できていないことなどから、令和2年度は水泳の授業は行わないことを基本とし、令和3年度の体育の授業において水泳の時間を増やすこととします（夏休み期間中のプールについても実施しない）。
教育センターへの移動教室 (小4)	移動にバスを使う学校が多いことから教育センターへの移動教室（プラネタリウム+タッチ・ザ・ワールド）については、全校で中止とします。
海外派遣事業 (小5・中2)	派遣先国での滞在中に児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合における安全性を十分に確保することが困難であることから、令和2年度における児童・生徒の海外派遣事業を全て中止します。

【参考】既に中止を決定している行事等

古典芸能鑑賞教室（小6） 歌舞伎鑑賞教室（中3） 川場移動教室（小5） 河口湖移動教室（中1、特別支援学級、夜間学級） 日光林間学園（小6） 中学校特別支援学級連動球技大会（特別支援学級）

4 学習支援について

（1）分散登校中の学習支援

分散登校中（第1段階～第3段階）は、午前だけの授業又は午後だけの授業となるため、家庭での学習支援を継続して実施します。

インターネット環境を用いた学習支援の範囲については、小3・小4に拡大することを予定しており、機器の貸出し希望調査を実施しています。

（2）通常の学校活動再開後（第4段階）における学習支援

各ご家庭の判断により登校を希望しない児童・生徒を対象に、家庭での学習支援として学校での授業のライブ配信などを検討しています。

なお、新型コロナウイルス感染症に対するご懸念からお子さんの登校を希望されない場合、欠席扱いとはしません。

夏期休業期間（夏休み）における学習支援等

学校休業期間の長期化により学習に遅れの見られる児童生徒や、逆に通常の授業では物足りなさを感じる児童・生徒に対する学習面のフォローを夏期休業期間を中心に実施することを予定しています。

5 保護者の方への感染症対策等への協力をお願い

毎朝、ご家庭で毎日の「検温」と「風邪症状」の確認をお願いします。また、検温等の結果は「健康観察表」に記載のうえ、登校時に持参させてください。

お子さんに、マスクの着用についてご指導ください。また、手洗い・咳エチケットをご指導ください。

「換気の悪い密閉空間」「多くの人の密集」「近距離での会話や発声」の3つの要素が重なることが集団感染のリスクを高めるとされています。これらの状況を避けるため、お子さんに「休日や放課後などに人混みには可能な限り行かないこと」などをご指導ください。

十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事が免疫力を高めます。お子さんの抵抗力を高めるためにもご協力をお願いします。

医療的ケアを必要とするお子さんや基礎疾患等のあるお子さんについては、登校について主治医の方にご相談いただき、その結果を学校にご連絡ください（既にご連絡いただいている場合を除きます）

心が不安定になっているお子さんもいらっしゃると思います。心配なことがありましたら、学校のスクールカウンセラーなどにお気軽にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に感染していることや、濃厚接触者となっていること、感染が拡大している地域に住んでいたたり滞在していたことなどを理由に、差別をしたり、偏見の目で見たり、悪口を言ったり、仲間はずれにしたり、SNSで相手を傷つけるようなことを発信したりすることのないよう、保護者の方は、このような行為が断じて許されない行為であることをお子さんとあらかじめよく話をしていただき、しっかりとご指導いただくようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

世田谷区教育委員会事務局

教育指導課 5432 - 2703

令和 2 年 5 月 2 6 日

保護者の皆さまへ

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝

区立幼稚園・認定こども園の再開のご案内及び登園自粛のお願いについて

保護者の皆さまには、平素より区教育行政にご理解ご協力いただきありがとうございます。
区立幼稚園・認定こども園等（以下「区立幼稚園等」という。）の再開については、令和
2 年 5 月 2 2 日付で緊急事態宣言が解除された場合及び緊急事態宣言が延長された場合の
それぞれの対応についてご案内させていただいているところです。

令和 2 年 5 月 2 5 日（月）に国の緊急事態宣言が解除されたことに伴い、区立幼稚園等の
臨時休園については予定通り 5 月 3 1 日（日）をもって終了することといたします。

しかしながら、依然として新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大の危険性のある状
況は続いております。緊急事態宣言解除後の社会経済活動の活発化に伴い、新型コロナウイルス
感染の第 2 波が発生する可能性もございます。このような状況の中、区としても、万が
一にも新型コロナウイルス感染症が再度拡大することがないようにするためには、都内・区
内の感染状況などを慎重に見極めながら、段階的に保育活動を再開していくことが望ましい
と判断するに至りました。そのため、区立幼稚園等の再開をするにあたっては、下記のと
おり、自宅で過ごすことができる環境があるご家庭のお子さまにつきましては、原則として登
園の自粛をお願いしながら縮小して保育を実施することとしますので、ご案内いたします。

保護者の皆さまには、引き続きご負担をおかけいたしますが、新型コロナウイルス感染症
拡大防止に向けた取組等に何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 区立幼稚園等の再開等について

(1) 区立幼稚園等の休園は、令和 2 年 5 月 3 1 日（日）までで終了いたします。

ただし、6 月 1 日（月）以降につきましても、新型コロナウイルス感染症の再度の感
染拡大を防止するため、6 月末を目途に、原則として保護者が自宅で子どもを保育する
ことが困難なご家庭のお子さまを対象に縮小して保育を実施いたします。

つきましては、自宅で過ごすことができる環境があるご家庭のお子さまにつきま
しては、原則として登園を自粛していただきますようお願いいたします。

具体的には、保護者がご自宅におられたり、就業先と調整のうえ仕事をお休みにな
られたりして、子どもを自宅で保育をすることが可能であるなど、自宅で過ごすこと
ができる環境があるご家庭のお子さまにつきましては、原則として登園を自粛して
いただきますようお願いいたします。また、保護者が在宅で勤務されているお子さまにつま

しても、登園日数を減らしていただくなど可能な範囲で登園を控えていただくようご協力をお願いいたします。

感染症拡大防止のために、登園を自粛していただいても、欠席扱いとはなりません。

- (2) 区立幼稚園・認定こども園の入園式・始業式は、新型コロナウイルス感染症の防止に必要な対策を講じたうえで、必要最小限の時間で、令和2年6月12日（金）に実施いたします。

なお、入園式についての詳細は各園のホームページ等でお知らせします。

2 再開後の保育の内容について

- (1) 登園自粛が困難なご家庭のお子さまを対象とした保育については、令和2年6月12日（金）までは、午前中のみ保育といたします。ただし、多聞幼稚園の保育枠につきましては、通常の時間枠で保育を実施します。
- (2) 登園自粛が困難なご家庭のお子さまを対象とした預かり保育については、令和2年6月2日（火）から再開いたします。ご利用が必要となるお子さまにつきましては、お弁当等をご持参ください。
- (3) 多聞幼稚園（幼稚園枠の年長クラス及び保育枠）の給食の再開は令和2年6月15日（月）からといたします。なお、多聞幼稚園保育枠をご利用されるお子さまにつきましては、それまでの間、お弁当等をご持参ください。
- ※ 幼稚園枠の年少クラスの給食の開始時期については別途調整いたします。
- (4) (2) (3) の場合、お茶、水等の水分補給については、園で対応いたします。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染が再び拡大した場合等につきまして、再度休園等の措置を取らせていただくことがあります。

3 感染症対策について

保育の提供にあたっては、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」「学校における新型コロナウイルス感染症に関する管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」等に基づき、3密（密集・密接・密閉）の状態とならないようにするなど、感染症の感染拡大防止対策を実施します。

保護者の皆さまにおかれまして、「健康観察表」にお子さまの健康状態を記入のうえ園にご提出いただくことや、お子さまのマスクの着用などご協力をお願いいたします。

4 その他

今後、変更等がありましたら、ホームページ、緊急メール等でご案内いたします。